



産業廃棄物処理計画書

令和5年5月24日

埼玉県知事殿

提出者

住所 埼玉県白岡市下大崎873-1

氏名 大成ラミック株式会社

代表取締役社長 長谷部 正

電話番号 0480-97-0672

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大成ラミック株式会社 白岡第2工場
事業場の所在地	埼玉県白岡市下大崎1-1
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	18 プラスチックフィルム製品製造業
②事業の規模	売上 29,220百万円(2023年3月期)
③従業員数	128人(令和5年3月末現在) ※臨時従業員を含む

④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	1. 廃プラスチック類→破碎→圧縮固化または焼却→再生利用 2. 木くず→破碎→再生利用
------------------	---

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
② 計画	排 出 量	1, 7 6 6 t	9 0 t
	(これまでに実施した取組) ・改善活動により生産効率を向上させ廃棄物の排出数量を軽減 ・分別の種類を増やし分別を徹底することで、廃棄物から有価物へ移行させ排出数量の軽減を行う		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	排 出 量	1, 7 5 0	8 5 t

	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注増加が見込まれるため、分別の種類を増やし分別を推進していくことで、廃棄物の排出数量の増加を抑える。また、徹底した分別を行い廃棄物から有価物に移行させ排出数量の増加を抑える ・優良認定処理業者に優先して委託する
産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	<p>(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最も多くの数量を排出する、廃プラスチック類の分別を推進ことで廃棄物としての排出数量の軽減する
②計画	<p>(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチック類の分別を推進し排出数量の軽減を図る ・優良認定処理業者に優先して委託する

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず

	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
②計画	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
① 現状	全処理委託量	1,766 t	90 t
	優良認定処理業者への処理委託量	444 t	70 t
	再生利用業者への処理委託量	1,766 t	90 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	50 t
	(これまでに実施した取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分が埋立ではない処理方法を選択する ・優良認定処理業者を優先する 		

(第5面)

	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
② 計画	全処理委託量	2,000 t	85 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1,100 t	75 t
	再生利用業者への処理委託量	2,000 t	85 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	10 t

	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none">・分別を推進し産業廃棄物から有価物に移行する・優良認定処理業者に優先的に委託する・最終処分が埋め立てではない処理業者を選択する・産業廃棄物の適正処理の現地確認を定期的・計画的に実施する
※事務処理欄	

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

名 称	役 割
管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理方針の策定 ・ 工場の廃棄物管理規定の策定、改廃 ・ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 など
産業廃棄物管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・ 委託契約の締結 ・ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付、管理 ・ 監督官庁への各種届出、報告 ・ 従業員、関連会社に対する環境教育と啓発 ・ その他関連する事項 など

(2) 組織図

